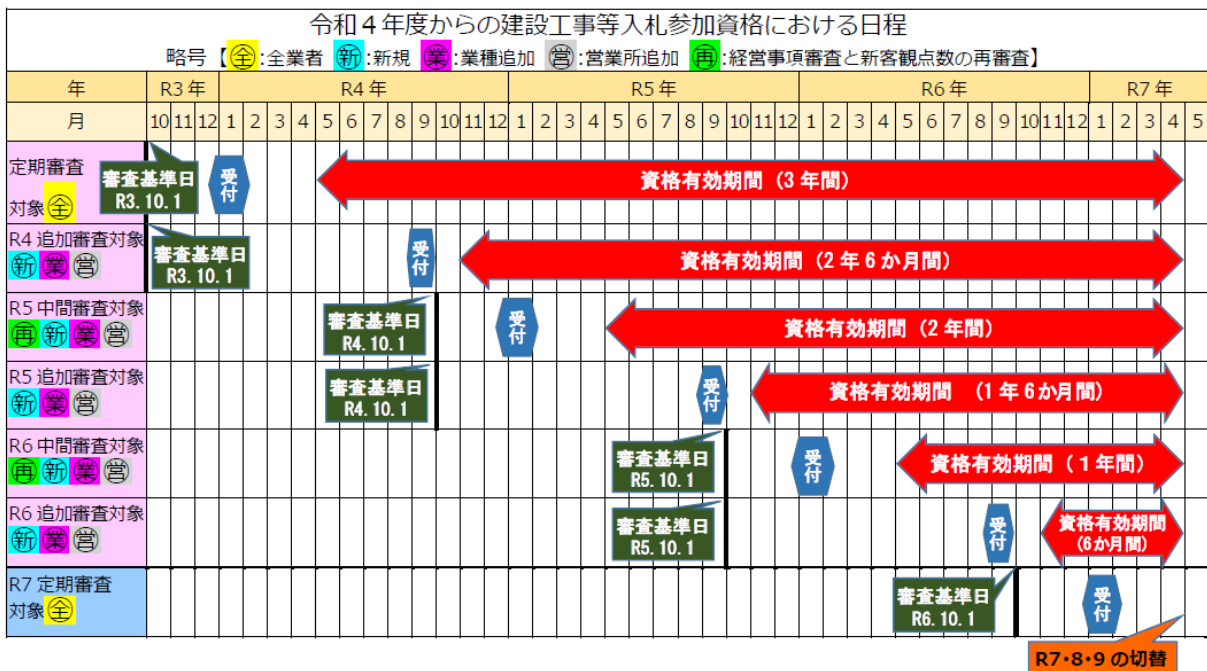


# 令和4年度からの建設工事等の入札参加資格申請における審査基準の改正（案）について

長野県の発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について、この度、令和4年度以降の項目等審査基準の改正（案）を次のとおりとしました。

## 1 資格付与期間の変更

資格付与期間を2年から3年に変更（日程は次のとおり）



## 2 建設工事における新客観点数の加点項目の内容変更

### (1) 加点項目の追加

#### ①持続可能な開発目標（SDGs）を追加

審査基準日に「長野県 SDGs 推進企業登録制度」に登録のある事業者に対し、10点を加点

#### ②建設キャリアアップシステム（CCUS）を追加

- 審査基準日に CCUS の事業者情報の登録が完了している事業者に対し、10点を加点
- CCUS 事業者情報の登録が完了し、自社で雇用している技能労働者のうち、審査基準日に技能労働者登録が完了している割合に応じて加点  
(10%以上 50%未満で1点、50%以上 80%未満で3点、80%以上で5点)

#### ③技能労働者の月給制の導入を追加

審査基準日に技能労働者のうち、月給制を導入している技能労働者の割合に応じて加点  
(50%以上 80%未満で6点、80%以上で10点)

### (2) 項目内容の変更

- 労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）認証の対象について、中小企業向けのコンパクトコスモスを明記
- 職場いきいきアドバンスカンパニーの認証について、申請日時点において認証を受けている場合に加点としていたが、審査基準日において認証を受けている場合に加点とする

建設工事等入札参加資格については、こちらをご参照ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/koji/sankashikaku.html>